

## デュッセルドルフ日本クラブ会長選出の公示

---

デュッセルドルフ日本クラブ会長については、会則第11条・12条に基づき毎年度会員総会にて選出されます。2018年度の会長につき、別状にてご案内の2018年度定例会員総会において会長の選出（総会出席の単純多数決）を行ないます。つきましては上記規定に基づき、下記の通り選挙の手続きに入りたいと思いますので、ここにご案内申し上げます。

### － 記 －

1. **被選挙（立候補）資格**：日本クラブ運営規則6会則第11条機関2)「会長立候補の資格は会長、副会長、運営委員または監事の経験を有するものとする」。
2. **立候補届出**： 届用紙(日本クラブ事務局にあります。ご希望の方はFAXまたはE-Mailにて送付可)に必要な事項をご記入の上、2018年1月4日(木)より受付け、締切りの2018年1月18日(木)15時までに選挙管理委員長（日本クラブ事務局気付）宛てに直接お届け願います。
3. **立候補公告**： 立候補受付受理次第、日本クラブ掲示板に公告致します。電話による候補者についてのお問い合わせは、選挙管理委員長または日本クラブ事務局(0211-179206-0)までお願い致します。
4. **選出**： とくに立候補者がいない場合は、2018年2月2日(金)の総会に先立って開催される運営委員会で適当者を総会に推薦することを検討致します。立候補者が複数あり、総会にて最終時に、一人の候補者が単純多数決を獲得しなかった場合は、運営委員会にて再検討の上、臨時総会を召集する。
5. **選挙管理委員会**： 日本クラブ運営規則第6(2)により、総務管理部に会長選挙管理委員会を設け、運営委員会で決められた要領に従いその管理と運営を行なう。
6. **お問合せ**： その他ご不明な点がございましたら日本クラブ事務局（担当 内間 Tel.0211-179206-0）までお問合せ願います。

(注) 会則第11条-6：会長任期は1年、但し重任も可で、その場合も連続任期は3年を超えず、また副会長の連続任期は5年、通算任期も5年とする。

以 上